



新釋令義解

十

73
6374
7



職員下

後宮職員令

謂及宮妃夫人嬪妃無所掌而處職
員者下有十二司舉其大者言之

妃二員

右四品以上

新釋令義解

十

73
6374
7

新釋令義解第十

北五味均平藏

井上賴國藏

勢州 祠官 北園田守良

著



後宮職員令



謂後宮妃夫人嬪比無所掌而處職員者下有十二司舉其大者言之

妃二員 右四品以上

崇神皇太子
八坂入彦命

後宮は皇后の在所にて女官の仕ふる宮にあり 此は宮女の職掌にて男官と殊なり 余婦職員令あり 後宮の字は古く見えて景行紀四年小碓媛曰有妾婦名曰八

坂入媛容姿甚麗美志亦貞潔宜納後宮事 用明紀元年小三輪君逆是日夜半 潛出隱後宮諱炊屋姫皇后之別業 天武紀朱鳥元年正月戊午宣後宮とあり此

後宮を岐佐岐乃美夜訓れと志利倍乃美夜といふ下中宮は上り白皇后宮なり
とすむは公の政對して私の方の政を志利倍乃政といふものありむ聖武紀天平元
年八月戊辰詔立正三位藤原夫人為皇后壬午宣勅曰云於天下政置而獨知

倍伎物尔不有必母斯理幣能政有倍云此白皇后位乎授賜と見えて皇后は女官
を治め給ふとして後方の政をいひ其御在所を後宮と申し篇目小載せざるなり

ま、白皇后宮を私宮と云ふ公の對へる號あり安閑紀小為皇后定私部
と云ふを姓氏録小私市和名抄御名小私部を岐佐伊知倍と云ふ私宮あり 註

後宮の妃夫人嬪の三員は職掌を處する職掌の中小記本は下文十二司の官人
あり故すまつ其大なる高官の婦を取出し記せざるなり 此註廿七字本小載り

一本は後宮二字なく大者多者按妃夫人嬪の職掌なりと云は誤り職掌
と記す集解古本は依て改めり

ある故小此篇小載りあり中宮式 正月二日受小卿食宴詔賜祿妃白袂衣一籠衣
夫人内親王各白袂衣一領と是日給祿を女官小准せりと見え下 皇后一柱の
外は妃以下

此皆女官と云へ齊體の位をあらぬ故あり唐六典小内官貴妃麗妃 妃は書紀
華妃各一人掌佐白后論婦礼於内無所不統と云ふ此妃以下も准へ知下

小美賣と訓り美賣買は 御妻あり天武紀二年二月小先納皇后姊大田白皇女為妃次妃大
江皇女次妃新田部皇女と妃三員を記せり 大田白皇女を先納とあるは早く失せしは

たりけむを知らず令の 制は此御代准正といへり此妃は白皇后次て貴く后位より昇るべき良家ありと云ふ
皇太后は臣家の女を娶給ふ例なきは聖武紀天平元年八月戊辰詔立正三位

藤原夫人為白皇后宣詔此白皇后位乎授賜然毛朕時乃未不在難波高津
宮御宇大鷦鷯天皇葛城曾豆比古女子伊波乃比賣命白皇后止相坐而食

國天下之政治賜家 利今米豆良可尔新支政者不有本由 利行来迹事止詔勅
間宣とあり皇后はもと多かる石乃比賣命一柱を例とし給ふる新例小

臣下の女を納給ふは古よりありしを知る下 神武紀の正妃は事代主神の御女なりと
白皇后小立たるを日本書紀小記せしは此旨 小とありしは自餘天白皇の臣等の女として

撰者の節又して其例なきこと上の詔詞を明かり 妃より皇后小乎はるは神武紀小
尊正妃為白皇后と御代へ不見えて其妃は良家の女を簡に補せり 字書上
也貴次于后 故小右四品以上と制めざるも一品以下四品以上の内親王を取り
者曰妃といへり

充るを知りし品は親王の階あり 二世以下諸王女も妃と取り充ぬ制去りけり
小大化元年立三妃元妃門倍倉梯麻呂大臣女曰小足媛次妃蘇我山田
石川麻呂女曰乳娘と号すは皆臣家の女は妃とあらず夫人以下下飾文ありしと聖
武天皇の藤原氏と始り皇后小立給へり臣家の女も立后の例小あり来りて妃
も同し給へり 此後内親王皇后小立給へり光仁淳和二代あり橘氏は嵯峨御一
代のみより自餘桓武仁明文徳清和醍醐村上の御五代のみ藤原
氏より今の世まで同し 昭運録を考す後朱雀後冷泉後三条堀河二条後宇多
後醍醐の七御代の皇后は藤原氏小あり高倉天皇は平氏と立給へり其父清盛
の勢ひを以て古例異あり 臨時の沿革より古例異あり

夫人三員

右三位以上

夫人は古より臣家の女を簡ひ納り事見えり 字書小夫は扶也と有り 反正紀六
年八月己酉立大宅臣祖木事之女津野媛為皇夫人清寧紀小尊尊葛
城韓媛為皇大夫人と始り記せり 敏達紀見の類聚国史第四十後宮
らりは尊號より上文の中官職 部記せり夫人の上は皇大の二字を加へ
小云へり如くおれも照見り 天武紀小夫人藤原大臣女氷上娘次夫人

氷上娘弟五百重娘次夫人は蘇我赤兄大臣女大鞋娘と三員の夫人を記せり

皆臣等の女あり 藤原大臣は鎌 聖武紀小母曰藤原夫人 此夫人は靈龜元年二月
丙申勅尊正一位藤原夫

人稱大夫人とあり 同御代の皇后藤原氏も夫人より立り侍り 此夫人は 光仁紀龜
文武天皇の夫人あり 同御代の皇后藤原氏も夫人より立り侍り 此夫人は 光仁紀龜

正聖武孝謙廢帝光仁の七御代小女帝も廢帝の四御代も三代の例も擧り唐六

典云妃三人周官三夫人之位也と記り別小夫人の號も王者之妃百二十人后一人夫

人三人と周礼不見のは皇國の 夫人三人と此例不見のは皇國の 右三位以上の五字板本小脱たり今集解小して

あつて夫人の階あり 三位位號ありは諸王女諸臣の女ありを明かすも 皇制は

腹種を重くし給ふことを 神武紀小當正妃廣求華由と見えて其御母の貴種

も其御子を皇太子小立給ひ御小すても其母氏の卑きは庶民と書紀小記せり帝

のみ小あり臣等も此差別ありて正妻の子と妾腹と嫡庶の差別あり 繼嗣婚姻は治部省

掌り 繼嗣を重くおる制にて其生胞の母氏を檢察し 此義あり猶余婦の条あり

云へ 周礼鄭注小漢興嫡稱皇后 故小華由あり日は庶妹を娶り給ふことあり

是故より皇后の位は臣等の女と立へり異國の制あり 孝徳御代より

専ら漢様を用ひしは猶古風の制に改めざる、残りも有て妃位を良家夫人位
を臣家を令文載りしを考ふ、後世は異国の制もてか、いふは皇制の古風を
原氏を夫人とあし給ふは皆不比等朝臣の女あり、も疑ふ、先と豊玉姫玉依姫の姉妹
同海神の女の例も同、魯国は世々齊侯の女を娶ふ、春秋左氏傳にあり、是疑ふ、か如し

嬪四員、右五位以上、

景行神代皇孫後
御魚別王

嬪は夫人の次位、また御婦の號あり、尔雅注小嬪、履冲紀六年二月癸丑朔、御魚

磯別王女大姫郎女高鶴郎姫納於后宮為嬪、嬪字始て見ゆ、撰者の節、志はかたし

此稱の見え、天智紀七年二月戊寅、倭姫王為皇后、遂納四嬪、有蘇我石川麻呂

大臣女曰遠智娘、次有遠智娘弟曰姪娘、次有阿倍倉梯麻呂大臣女曰橘娘、次

有蘇我赤兄大臣女曰常陸娘、四嬪の名見え、近江令より四嬪の制を立、

いふ、此後元明紀和銅六年十月乙丑、敗石川紀二嬪、号不得稱嬪、と敗號の制

も見ゆ、此二嬪は文武紀元年、以藤原朝臣宮子娘為夫人、紀朝臣

貴人、おれを上文の註、其大者といふも、是より官人の別あり、元明御代は二嬪を敗、

異国の制を考ふ、周礼より后一人、夫人三人、嬪九人、世婦廿七人、女御八十二人、と王者の妃

次第を立たり、唐六典より内官の条云、六儀、六人、周官九嬪之位也、とあり、周礼内宰注、九嬪

九人、猶九卿、礼記曲礼篇より、嬪者、婦人有徳之稱と注せり、右五位以上は四位已下、ふりて以上と廣くいへ

る、男官の如く正しく相當を定め、かき故あり、後世は妃夫人の差別なく、皇女も

更衣といひて、古此號小異、さる如くあり、女御は類聚国史第四十、後宮部より文徳天

白王嘉祥三年七月甲申、從四位下藤原朝臣古子无位、東子女王藤原朝臣年

子藤原朝臣多賀幾子藤原朝臣是子等、為女御と始て五人の女御見え、此號

も周礼に見え、さへり、雄略紀より女御を美賣と訓て、貴女の稱といへ、制は是より

内侍司

宮人 謂婦人仕官、職員 者之惣號也、

尚侍二人、掌供奉常侍奏請、謂奏面請其掟、凡此為 女司、不涉男官、若須涉、

者自依勅^ル 宣傳檢校女孺^シ 謂下條諸氏氏別貢女^{タリ} 皆式也^ニ 雖非氏名欲自進仕者^ト

也 聽是^{セトス} 兼知^テ 内外命婦朝参及禁内礼式^ヲ 謂後宮礼^ニ 式此司以^テ

下無^キ 女史者皆取^テ 女^ヲ 孺堪任者為之也^ト 事^ニ

典侍四人掌同尚侍唯不得奏請宣傳若^ク 无尚侍者

得奏請宣傳^{スルヲ} 掌侍四人掌同典侍唯不得奏請宣

傳^{スルヲ} 女孺一百人

宮人は婦人仕官の惣ての號にて内侍司の尚侍以下及び宮人と云て中務省宮人註し案後宮職員令内侍以下十二女司是也と記せり此處宮人を載たるは孺以上は宮人ありぬを云

ふ^ル 下文小東宮宮人及孺以上を孺以上は宮人の中に入るべし或説は宮人の見ゆるは仁徳紀十六年七月戊寅天白王以宮人玖賀媛示近習舍人等曰云即日以

玖賀媛賜送待^ト 天智紀七年又有宮人生男女者四人有思海造小龍女曰色夫古娘又有栗隈首德萬女曰黑媛娘又有道君御羅都高貴又有伊賀采女定子と四人

の名を記せり^{三女の氏名は按ひて此宮人を采女卒那と訓了} 御所召仕女^ノ 孝謙紀天平宝字三年八月丙午増宮人職員^ヲ 祿令九宮人給祿者尚藏尚膳^ヲ 集解

六位以下稱宮人五位以上稱命婦といへり御所仕女は宮人と云て云^{有位先位の差別を} 立^キ かくて宮人はいと多しは皆召名あり^{米志卒那那日本後紀大同二年四月癸未}

勅宮人職掌不輕隨事充用必可喚名今勤于礼家世以上喚其名然則先朝後宮喚名不便^{前朝後宮宮人の召名を停めて新召名を定め給ふ云云あり} 先朝夫人以下任官者とあり^{召名は實名の外あり}

呼名を全く同一たは禁式部は其父式部官をして召名を式部といふ和名式部女を小式部と云は其母式部と云ふ今より此式部の實名賢子といへり大く仕官の女も召名ありかり實名の世に傳ふ事多かり御所まで召名も古き言も存せし實名は記されぬ故あり

内侍司は十二司の本司をいふも載り内侍は女官より司は職掌あり號男官の諸司

小同し 異国は内侍小男官を用ふ皇制は異なり周禮は内小臣閭人寺人鄭玄注云今謂之宮人唐六典内官条小内侍省内侍四人とある内侍は皆男官小婦女を用ふる例

は見内侍は宮中小侍従の官女をいふ内侍司は唐の内侍省女官の中務省小侍

尚侍の尚は尊稱を御前より近く侍る此司の長をいふ尚侍は女官の長官をいふ

事物紀原といふ書小掌天子之物曰尚秦置大尚書唐制小内官の官女は尚字を用ふるを以て皇制も據るありを以て異國は天子の女を公主といふ其臣家も公主を娶ふを

尚といへり漢籍も娶公主謂之尚言尊而尚之不敢言娶也とありて 供奉常侍も

尚物の上不加ふ義をかりし尚侍の尚は此義の尊稱を志して 供奉常侍も

常日御前より近く祇候して仕奉るをいふ供奉は御用 奏請は小事を奏上啓令を

請て其人小報告の意あり 即ち勅旨をいふ 此は本司より故小女司の奏事を報告す

故小男官の事を預り渉る男官は勅旨式様あり其式よりして 勅旨は女

官の事あり

中務省中務式毎月神祇官進御麻亮若進一人相副令内侍啓るは此も中官

奏上の故あり

の啓請を掌するあり 宣傳は皇語を宣傳はなり 廢帝紀小天平宝字二年八月 中務省宣

傳勅語とある小同詞あり 奏請は勅語を請申し 宣傳は其勅語を 檢校女

孺は女孺の事は是にて此司小掌するあり 内外余婦朝参は大祀大嘗元日より

四孟月小朝廷参入をいふ 此参日の事は下条より内親王及内余婦朝参行立次第

者各従本位其外余婦者准夫位次とあり 余婦の事 禁内礼式は御所の

礼儀式法あり 禁内は禁 禁中朝堂は婦人の礼儀容正起居進退の常式あり

此法を教へ導くを掌する 式部省の文官の人の小婦人は男官より異なり 周禮天官

小教婦德婦言婦容婦功す 唐六典内官小 註小礼儀は後宮の礼儀也

尚儀一人掌礼儀起居とある此職小同 なるし

此司の掌するあり 此司以下皆女史あり 女孺の其事不堪るを取し史小

充るありむとあり 毎司小史あり 後宮の司は記事の女あり

掌宣傳外司附奏受事者奏聞承勅處分則録所奏為案記す 司記

堂掌内文簿入出録為抄目と見え女司別小女史四人あり 此令は唐の制も據て

女史を置する故 先仁紀小室龜八年九月乙丑勅檢天平宝字四年格稱尚侍尚

小此註を加へり

女孺の下註は 下文を證し引 くり下云て

圖書式小内侍 司紙三百張墨 十二挺筆四管 見の女史の料之

藏職掌既重宜異諸人全賜封戸者然則官位祿賜令同等宜尚侍准尚藏
典侍准典藏と見え高藏は尚侍より高き故に格も同等と云々同紀同十年
十一月己未勅
内侍司多置職員給祿之品數劣類聚三代格も大同二年十二月十五日大政
比司自今以後宜准藏司とあるを按ぶ官謹奏擬定位階事内侍司尚侍二人右件祿令准從五位令准從二位官と云
尚侍は卑位少祿の故に尚藏を兼ぶ事廢帝紀天平宝字六年小
尚藏兼尚侍正三位藤原朝臣平比良古曲死とあり
は掌と云々如し字書小典猶守也とあり内侍の次官あり 唯不得奏請宣傳は
其職掌は尚侍と同く唯奏請宣傳の事を掌らぬは尚侍より卑位なる故あり
式部有大輔一人掌同卿唯規唯は此事を得ぬをいふ尚侍の職の
重きを知す 若無尚侍者
諫不献替とあるは同例なり
得奏請宣傳は尚侍无日は代り得ぬとあり公式令小詔書 卿不在則大輔得署
考課令小長官无次官考の同制あり尚侍を奈伊志乃加美典侍
を奈伊志乃須奈と云々 類聚三代格も大
同二年大政官謹奏内侍司典侍四人右件祿令准從六位令准從四位官とあり全文
侍の条 先仁紀小宝龜八年五月戊寅典侍從三位飯高宿祿諸高傳小直内教坊
小云々

遂補本郡米女本郡は伊勢国飯高郡なり 掌侍は判官あり尚侍は字の如し 此尚典掌の三字

冠下は唐の制を摸せり唐六典小内宮の女司は皆此三字をしてて 司事檢判
差等を定むは此十三司も准據を知らず

は男官の判官同くあり和名抄小官掌二字音讀といへ 唯不得奏請
此掌侍も音讀あり其訓古記をよむ

宣傳を典侍より卑位なる代券を得ぬとあり 其掌同典侍とあるを以て此文を記
せりかく委く載るは十三司の
始めより以下皆同例を曉せり 然はあれと尚侍典侍共り无日は奏請宣傳を得

べし 其例は公式令小詔書中務卿若不在即於大輔姓名下注官奉行大輔又不
小詔書 在於少輔姓名下併注官奉行若少輔不在餘官見在者並准此とあり其職掌
は男女官

の例同く 女孺一百人中務式給時内侍司一百十人
尚侍二人典侍四人
掌侍四人女孺一百人

と記して後に加減の制あり此女孺を男官四等の法に准ふれを主典の官
女孺の
小當る上 註小女史者取女孺と云も此よりある

義は下文氏女の註小云々

三十八拾三大同二年
宮奏小掌侍四人
右件祿令准從七
位令准從五位官

藏司

尚藏一人掌_レ神璽関契供御衣服巾櫛_{謂巾・頭巾也}櫛者梳櫛也

服翫及珍宝、絳帛賞賜之事_上、典藏二人掌同尚藏

掌藏四人掌出納、絳帛賞賜之事、女孺十人

藏司は後宮の内藏寮といふなり、神璽は掌儀女官の重職なり、内侍司より言向なり、位祿も高し

尚藏は府藏の事を惣判の職號なり、神璽は公式令云下、神祇令下、神璽見ゆ

関契は三関国掌関契と上大因小見えて、一り猶公式令云下、契は宮衛令下見ゆ

供御衣服は自后の御料なり、内藏、守宮御服料調絹七百疋、羅六疋、三丈紗十

五疋、一丈二尺糸九絢、調綿二千五百疋、右用度、毎年九月具録、色目申省侍官下符

各勅所司請受、貯收寮職、毎年隨内侍宣出、充縫殿寮なり、此項は縫司と縫殿寮、小併せたる故小かく

尚 縫司小充つへき中宮服料也、縫殿寮も充つへき中宮服料也 巾櫛は手巾す、梳櫛もむ主殿式小供奉、年料中宮御

巾紵布六尺 紵は麻、和名抄小白紵、手巾廿枚、和名手乃古比、巾箱盛、手巾之器也、俗云、打乱匣と有り、中は物

料あり、註、頭巾といふは誤なり、中宮の頭巾を服給ふ、小あり、櫛は内藏式、小年中、内親王礼服の日、宝髻といふは見えたり

所造御梳三百六十六枚 中宮御料六十枚、六月十二月各半分進、毎十枚分爲一裏、裏以、結以、木綿盛、柳管、納漆櫃、敷白、安末、漆牙、淋、覆以、黄表、帛裏、六月一日先進、奏狀、内侍執奏、結以、縹、帯、二餘

中宮東、宮准此、と見ゆ、内侍執奏の後、此藏司小貯ふ、一和名抄子櫛、和名梳、枕物、名也、梳、細櫛也、和名、今都留枕、首刺櫛、和名、住久之とあり

服翫は服用の翫物、少て調度の具をいふ、和名抄小服翫

勞銀釧、綬鈴、扇の類を記せり、環は由比、方、政、釧は比知、方、政、綬は珮玉を貫く、屏織少て服用の調度なり、珍宝は、久美系扇は刺羽、屏織少て服用の調度なり

金銀珠玉、亦も内藏寮、掌金銀珠玉、宝器、錦綾、氎褥、云々奇偉之物とあり、見ゆ

絳帛は五色の帛、絹なり、亦は賞賜用物なり、賞賜と記せり、は藏司の長官少て

惣判の故なり、下文の掌藏の、条併せり 典藏は次官なり、高野純子、典藏、從三位吉備朝臣、由利と

いふ人見ゆ、宝龜元年、天皇不豫の条、記せり、後小尚藏と云れる、光仁紀、宝龜、元年、正紀、靈龜、五年、正月、壬寅、尚藏從三位吉備朝臣、由利、亮とあり

コハ

元年二月丙辰制尚侍從四者賜祿准典藏焉とらるる尚侍同不とらるるを知し尚藏は殊
女官の中の尊爵去るがかり 掌藏比掌は上云一 出納綵帛賞賜は賞賜の日其綵

帛を御藏より出納を掌るあり珍室以上は出納を典藏以上の職にて 此掌藏は賞賜の物に限るは輕職あり 此司典藏を
次官掌藏を判官人給ひの綵帛を出し 中務式給時給時 小藏司十七人尚藏一

二人掌藏 中宮系正月二日受 御食宴訖賜祿妃白褂衣 夫人内親王各白褂 三位
四人云云 女官朝賀 以上被一条四位被一条 五位衣一 三位以上妻被一条 四位以下妻衣一 女孺之中給

折櫃食百合祿調綿二百比 五位以上は余婦三四位 正月十六日踏歌節 女孺四十六
人祿料細綿六百比 皆賞賜の物と云一 女孺十人中務式女孺四人
給時服条見あり 内侍司女孺一百人とあり 女孺比司は府庫のみ

書司

尚書一人掌供奉内典經籍及紙筆墨几案謂案亦 几屬也

絲竹之事 典書二人掌同尚書 女孺六人

書司は布美の司にて圖書寮同 内典は佛經の類 經籍は書

冊の類圖繪云一 五經百家の書史記の類は婦人似つらけ 紙筆墨を

圖書式紙筆墨充 諸司の条 小内侍司紙三百張藥司紙一百五十張墨を内侍司十二

挺毎月 筆四管右月料紙筆具依前件本司預受八月一日依例領充見あり

机案は今の机あり 東宮主書官署云一 此司畜 用度毎月領充つ 几案は俗小書冊見る案を置机あり

和名抄机 和名都案屬也 案は書案史記 持案進食の案

高一尺廣一尺八寸厚八分中取案長九尺廣一尺八寸高尺九寸 註小案亦机屬といへ

厚一尺二分切案長三尺廣一尺七寸厚八分とある案の類あり 註小案亦机屬といへ

了食案 案ぬき 江次第正月四方拜書司 就所請紙脂燭香坐前机燒香

着居て物を置料 案は今の机似 絲竹は音樂の具の惣名て 絲は琴琴竹は笛笙の屬

亦も圖書式不應御 和琴者官人以袖執琴尾而敬轉書司進之給侍臣者執

琴首直趨就坐後授之（一） 敬奉は捧持つあり趨は赴至るあり音樂の器は種々あり
 の第一々其持行り礼容を定めり（二） 亦む琴尾は琴首あり（三） 和名抄小格桐日
 本琴一面體似等而短小有大絃俗用倭琴二字大歌所有鴉尾琴倭琴首造鴉
 尾之形也（四） 鴉尾の頭小あり（五） 琴尾は（六） 按て首より鴉尾の形を造り
 御音のみをありせむ所為はあり（七） 神功紀云以千緒万緒置琴頭尾而請曰云云武烈紀の歌
 小舉騰我弥你枳為屢箇體比誰とよめる如く琴頭小来尾る神の影姫とつづけたる詞
 り琴の頭小神座を設けり（八） 神宮古記小弓管と申さむ阿佐久羅と琴歌あり（九） 麻坐
 其處小神の降すまへく（十） 縮帛を進す事あり（十一） 後世小其處也
 琴頭小造りし形の鴉尾小似れも鴉尾琴とは名小負へるありむ
 書司九人（十二） 尚書一人典書一人（十三） 此司小尚書典書ありて掌書もなき少司の制あり
 男官小書司内藥司小正一人佑一人
 令史一人（十四） 判官の任あり（十五） 四等具する小同

藥司
 尚藥一人掌供奉醫藥之事

典藥二人掌同尚藥 女孺四人

礼記典礼篇云

藥司は内藥司の如く 醫藥は上内藥司 診候醫藥とあり（一） 醫藥は瘵病典藥式
 小屠蘇元日供奉御藥尚藥一人（二） 中宮東宮女孺五人来女二人云元日寅一刻
 の各 官人率藥生就井出藥官人等持藥共入進置即用銀鑰子煖屠蘇尚藥執
 御蓋率女孺昇殿令藥司童女先嘗然後供御とあり（三） 中宮式了正月七日典
 然之進以上率察納御 匣殿と見えて此殿察納と見ゆ（四） 是は此司は御所藥味供進を掌り元正紀小養老
 六年十一月甲戌始置女醫博士と始見ゆは此司小置りしあり（五） 職員令小載せ
 典藥寮の醫醫師は皆男子小婦人の診脈を候ひり（六） 典藥式屠蘇供御即
 ち男女有別共不相授の本文ありて女醫師を置りしあり（七） 詔の各
 賜祿女醫博士綿一連藥生十七人各綿三屯尚藥女孺六人各綿六屯（八） 藥生
 司の藥生 造供御作女醫十四人別日飯一升（九） 鹽一勺（十） 淳醬一
 給毎月世日小此項も女醫博士一人女醫十四人存り典藥寮小隸たり（十一） 同式
 故也 此司尚藥一人典藥二人女孺四人あり中務式藥司七人（十二） 尚藥一人
 女孺と同員小記せり（十三） 典藥二人

兵司

尚兵一人掌供奉兵器之事スルヲ典兵二人掌同尚兵

女孺六人

兵司は御所の儀仗兵器を掌する也内兵庫司の如し 闈司の鑰匙 供奉兵器は威儀の日の兵

仗まで屏綴圓翳弓箭胡絲大刀梓杖の類とさし中宮式小九元正者舍人一百

三十六人左右分頭各執威儀物入自東西廊門陳列大極前庭云右陳亦如之其

威儀物前二日受内藏容事訖納とあり 此儀物は此 右は兵司小收を掌する也

内藏察職不儀仗を掌する事 上文兵庫 察職に掌受事覆奏事す公式令小其勅

處分五衛及兵庫事者本司覆奏とあり此兵司就て覆奏する也 闈司小就

て覆奏の例あり中務式不兵司九人 尚兵一人典兵二人女孺六人 闈司小就

闈司

尚闈一人掌宮閣管鑰 謂宮城以内諸門管鑰 及出

即京城門鑰亦同也

納謂出入雜物者闈司勘檢也 之事

典闈四人掌同尚闈 女孺十人

闈司は闈門開閉を掌は衛門府の如し 管鑰を掌する闈は宮中相通門あり

上左兵衛府にあり 宮閣管鑰は宮門閣門の管鑰あり 闈の義も左兵衛府にあり 註小京城門以

内の諸門は宮閣の外朝廷の諸門あり 此諸門は多かりしを、京城門の管鑰も同一からむ

とあり按小諸門諸庫藏の管鑰は此司の管下門鑰は宮衛令凡奉勅夜間諸門者受勅人云云宣送中務中務宣送衛府衛府覆奏然後開之註假有口勅夜開宮門者云云衛府覆奏轉告闈司轉奏然後乃開也と見ゆ闈司は衛門府管鑰を申請あり諸司の庫藏鑰を監物式凡諸司管鑰者每且監物並典鑰共候延政門外近衛開門大舍人就闈司叩門二声闈司問誰大舍人称姓名曰鑰給良年監物監物姓名典鑰姓名候門止申猶上典鑰条云云類聚國史第四十後宮部小大同二年五月庚寅停闈司奏事令内舍人奏之其儀一如闈司之儀幾年を経弘仁二年九月庚戌停内舍人奏依舊令闈司奏之此出納は闈司奏聞下出納は衛府諸司監物典鑰の申請は出授事訖收返納といふ此出納は闈司奏聞下註小闈門は闈門の傍にあり其闈門より出入り江次第抄小闈司掌官闈管鑰之雜物を闈司勘察て非違を檢令下事故開門之後令居左右監護群官之出入は証言あり江次第抄の説左兵衛府小分配闈門と載せ門籍門榜を入也此証言より上衛府

と勤檢訖群官雜物出入をへんた女官の職小似つるが本条に見えぬ事あり唯闈門の開閉は外司より奏事の日其出入の檢察はあり闈司の號下闈は鎖を下俗に門の潛戸といふものあり此餘中宮式正月受女官朝賀其日内侍仰闈司置版位於殿上及殿廷と云り闈司の號内礼司の如く門内闈は中宮の處小通ふ小門の義は上より闈門は中宮のの礼儀を道々あり或説小此闈門は中宮の異あり闈門は御所の闈門兵衛府の闈門分配は御所中宮の差別はさうして中務式に闈司十五人尚闈一人典闈四人女孺四と見えて其員は古制に異あり

殿司

尚殿一人掌供奉輿織膏沐燈油大燭薪炭之事上

典殿二人掌同尚殿 女孺六人

殿司は殿中用具を掌仕主殿寮の如く
輿織は上主殿寮云々
膏沐の膏

は主油司註肉脂為膏なり和名抄澤釋名云人髮恒枯悴以此令濡澤也俗用脂絲

二字阿布良と記せぬ獸脂云々
古は今の如く鬚鬢附と云ふはけはな獸脂を沐は髮を
和太と記せぬ獸脂云々
鬚鬢を置て鬚鬢の光澤を云ふ事云々

を濯ふより主殿式供奉年料中宮沐槽一隻
案覆絶帷一條長八尺
廣三幅
此令濡澤也俗用脂絲

小槽案の大ふを曉るし
燈油火燭は主殿寮註油大為燈蠟火為燭云々

和名抄小蠟銷密蜂窠所為也とあるは後小は蠟虫を木に放り久し有て
其木を更し油を即ち蠟燭なり是を木蠟といふは蠟蟲脂を煎用云々

主殿式年中御湯殿料一百八十荷御沐料一百八十荷
炭起十月一日盡二月三十日其薪知用多少量給供進炭者不在此例
供進は御料中主殿

式小丸充諸司炭松者皆令寮家仕丁焼採其薪者依内侍宣以収寮新充之何
れは此寮より後宮運送云々

松は燒中務式殿司九人
尚膳一人典殿二人
女孺六人

掃司

尚掃一人掌供奉牀席灑掃鋪設之事
上

典掃二人掌同尚掃
女孺十人

掃司は後宮の掃部司云々
牀席は掃部式小丸御座者錦草敷
高麗錦表薫

裏紫度殿敷黒柿木倚子云々
中宮草敷
妃夫人錦草敷
黄地覆盆錦表紫地車前子両面

古小て草尚侍女御錦草敷
縹地散花錦表青褐車前子両
實をいふ
面縁縹東絶裏と見青褐と青茶色あり
裏床子敷二色
藏人
綾褥

四位命婦及更衣両面草敷
藍染両面表
五位命婦及藏人青白椽草
縁紺調布裏

整青白椽楷剥東絶表
縁紺調布裏端殿上
草敷一枚高三尺三寸
料蔞二圍葶八両と見此

状を知し薦笠貫古の三種を記すぬ文略云々
灑掃は水を灑地を掃ふ

詩大雅弗灑弗掃注以水
掃部司の洒掃も同
鋪設は後宮女官

内外命婦の座を鋪き設るより
儀日朝参の
座ありし

女孀十人あり女孀の多きは女官の女孀を率ひて鋪設しむる故あり 桓武紀小延暦八年秋七月丁未尚掃從四位上美作女王卒と記せし中務式掃司十三人尚掃一人典掃二人女孀十人と見ゆ

水司

尚水一人掌進漿水

謂酢汁 雜粥之事

典水二人掌同尚水

采女六人

水司は女官の主水司あり 漿は粉水の汁相將和名豆久利美豆 白飲冬宜食白飲和名抄子漿水四時食制經云春宜食漿甘水 白飲冬宜食白飲和名抄子漿水四時食制經云春宜食漿甘水 古美津今案と稱すを按ぶ漿は俗小於毛湯煮たる母乳飲 白飲は米粉の水なり 古美津は粉煮たる母乳飲 水ともきこゆ 集解古記小饅雖粥飲也即河云粉水也俗

誤以饅字名爲粉水也と將水饅を同物と 註小酢汁と稱す飯は飯り同一飯汁の義ときこゆ 按粉米は古年豆あり今人熱暑の日多く汁の流る如き事あり古年豆の主水 如く其汁のわさつてく如くをいり飯汁も米志の取湯の事なりは似たり 主水 式小諸祭 雜給漿料米四升布師一口尺四匏二柄炭五斗春祭料漿料米一斗 布師一口尺四匏二柄炭五斗春祭料漿料米一斗 けいものよて白飲云も其色をて名つけしるふも 但白飲は後俗の語て古は將水 漿は米粉を湯に投入て飲りしる漿の類あり 雜粥は薄粥厚粥の 類あり主水司の糧廩 主水式小正月十五日供御七種粥料米一斗五升粟黍子 豆鹽 中官准此 和名抄子稱者草之似穀者也 雜給 粥料米一石小豆五斗鹽 八升あり 水は此司の事務して毎朝の手洗水は此司より進るあり 猶 水司の事は主水式小凡供中官水者五八月日別四顆六七月六顆と 記せり 采女は御食倍膳の女官して漿粥を進る故に采女を置きたり 女孀の比司ふき制 此司官女は中務式小水司九人 尚水一人典水一人 是下文云云なり

膳司

尚膳一人掌知御膳進食先嘗惣撰膳差酒醴諸餅蔬

菓之事 典膳二人掌尚膳同掌膳四人掌同典膳

采女六十人

膳司は後宮内膳司あり 知御膳進食先嘗惣撰膳差は上内膳小惣知
御膳進食先嘗コロンと何奉膳の職了全く同御食料は中宮式小凡毎月十一日
請来月料米二百斛白五十斛 黒五十斛と何は女官の月料あり(け是少大炊式九供御
稻米粟米春備日別送内膳司中宮 亦同内膳式小年中御料中宮 亦同准此大炊式下

凡供御料稻粟並用官田中宮 亦同其春米女丁八人中宮 三人と見ゆれも御料同

惣撰膳差は女官小惣食を給ふ庶膳小撰は菓蔬までかきし撰兼知上大膳

小造庶膳差醢菹等主菓餅の司ありてかゝる職も兼知し撰兼知上大膳

職の註 酒醴は酒司ありと進食の司ありて掌するなり其司を催し口味を貯

菓小 典膳は尚膳小同とありて上内膳典膳造供膳調和庶味小同か

らむ 唐百官志内官小司膳掌膳差米麩典膳掌膳掌膳も造膳の掌ありと

司事檢察といふさふや此司は大小内膳司内膳司膳部掌造御食とあり

采女六十人は内膳司小膳部四十大膳職小膳部一百六十人置

し如御食御酒を進め献せしめて膳差の事小供奉の女官あり古事

記雄畧小伊勢之國三重采女指擧大御盃以献典藥式小元日供奉御

藥云云采女二人各賜潔衣各絶一疋と見ゆ天武紀十一年小膳夫采女等之

新嘗祭條小采女八人各望陀布禪一條六尺とありて手襷肩巾采女式小神食

采女の職は膳夫小同供御す神祭の御食供進掌とあり猶上采女小云へり

尚膳高野紀神護景雲元年正月己未尚膳從三位小長谷女王薨とあり
中務式小膳司四十八人 尚膳一人典膳二人掌膳四人采女四十八人と記せり

酒司

尚酒一人掌釀酒之事 典酒二人掌同尚酒

酒司は後宮の造酒司あり 釀酒は此司を造り貯ふに上造酒小釀酒醴酢とあり
を醴酢をな略ありし 今文より釀酒と記し實小酒を造る如く見ゆは正しく
後宮諸司皆同く釀酒の事 其職掌を記したる古は造酒司より此司を造るありし
は女官のよりをさす小女ぬを知し 造酒式小供奉料中宮日酒一斗五升汁漕二
升二合五勺酢一升五合八分五撮醴一升右司家所進但齋料内膳司毎月受
と何れ此司も同じ 齋は上文より齋酒二升五合と何れ其量
を切て和調を齋にふ此料より大宰府註云しかく此司は尚酒典酒二
職のみして女孺より酒を司り貯へ膳司送る閑司の故あり中務式小酒司文 尚酒一人
典酒二人あり

縫司

尚縫一人掌裁縫衣服纂組 兼知女功及朝參事

典縫二人掌同尚縫 掌縫四人掌余婦參見朝會

引導 右司掌以上皆為職事自餘為散事各每

半月給沐假三日其考叙法式一准長上之例 謂考者考

課之年限叙者選叙之階級既稱准長上 東宮宮人
之例明可與公勤不急職掌無關之最 上十六

及嬪以上女豎准此

謂宮人女豎不制員數者依式處分其宮人考課者春宮大夫

掌之女豎者宮内省掌之嬪

以上家事隸宮内省故也

縫司は後宮の縫殿寮なり

裁縫衣服纂組は縫殿寮の掌裁縫衣服纂組

と同一寮は御料比司は中宮の料の異なるのみあり 縫殿式中宮云云背子十領白一領 料絹五尺別三領巾四條料約三丈六尺別九表袴裙二腰白夾纈料絹三丈一尺別一

五尺下裙二腰白料絹二丈一尺別一袴衣單袴衣領各三料絹五尺三丈七尺

五寸袴別一尺五尺と有り自餘は略けり 事字あるは例不違へり中間事字

職員令文小見えは兼職の文も同一たるは膳司小進食今は朝参の下小改め置たり

先嘗て職事を記惣撰膳差云々と兼職の下小事字有り

かくつるを例あり 兼知女功の兼は正職の外小職

を兼しをいふ女功は裁縫の功なり 縫女を功程みて令文小見えは中務式小比司女

孀一百人と有り女功不用さるし縫殿寮集解裁縫衣服謂勤掌女縫司所縫也

非當司別縫作也、分配女司所餘者可死彼縫司然則此司與彼司相縫耳と

あり此説小ん女功は後宮の女司裁縫の服を分配り其餘は縫司充て縫はぬ

縫殿寮に收め御料小貯備ふ其寮小女は女功をいへ縫殿寮の註小此擬御服並為

賞賜其縫司亦同とのみあり 此説は寮小比司も縫殿寮小縫女なり此司女功を兼

知まは集解の説も存かざると比司小女孀も縫女の事もいふ女功は京内婦

人召役の如き事 管繕令不凡在京宮造雜作物應須女功皆令本司造若作多及軍

て縫はむるをいへ女功の事不濟者申大政官役京内婦女とあり本司の役充

集解の説小は女孀召役の義を記す事 按て後宮小京内婦女を召て御料賞賜

を裁縫せし嫌ふけま女功は宮人を用ふ事とあり 中務式小比司女孀

は誤り脱たさ諸司別小女孀或は 朝参在內親王女王以下の朝参あり下掌縫小云へ

采女必あり此司のみなき疑ふ 掌縫四人掌余婦参見朝會引導は御所小参入見之奉或朝廷集會

の日其座次小引き道すをいふ 引導は俗下上内侍小内外余婦朝参及禁内礼儀

案内と云如し 〇十七

中宮式正月廿受女
官朝賀其日内侍
仰閣司置版位於
殿上及殿庭内親王
以下女官命婦以上以次
入立殿上閣司引立
以下以次入立於庭為
首者當御前跪實
内侍承命退隨便而
立令旨再拜訖退出
之後世も閣司の引
導とあり

と云は朝廷列立御所不見奉るの礼儀あり比司は引導のみを掌り男官の制は
内礼司門

籍以内の礼儀を教へ大舍人引導をふし女官引導の司あり縫司の兼職とあり
朝堂は式部省卿輔の礼儀を教へ礼例あり

少は判官ふた尚縫は朝参と云は長官の司事物判をせり職員の例内外余
皆同事なり

婦四五日告朔儀日朝廷小會集は下文凡内親王及内舍婦朝参行次第者
各従本位と有り外舍婦は御所参見のみを朝會の事なり

唐志百官志内内謁者条
云凡余婦朝會者云
命婦下車則導至
引道は案内のみあり内侍司の朝坐も宮内の所参入
朝堂奏聞あり此司も

の婦籍を上るありて
官人は桓武紀小延暦五年六月丁亥尚縫従三位藤原
朝臣諸姉薨と見之中務式小縫司一百七人

尚縫一人典縫二人掌
縫四人女孺一百人
左諸

同掌以上は存載せたる十二司の掌某以上をいふ
堂は判官小當
皆為職事

は尚典堂多職掌の勤あり官人をいふ
諸司の条あり其
職を記せり如し

穴の女にて職事なきをいふ散事の散は散官
自餘は女孺米女ふりて
此二女も諸司
事なき各掌

る事ありふりてと雜事と云ふ
祿令官人小自餘散事註小長女女孺之類也と有り
正も職名にければ散事と云ふ

此散事の中不有位死位ありて男官の散位の如しは給祿の例あり
高野紀天平神護
同令不自餘散事有位准少初位無位威布壹端と見えり

二年八月乙巳散事従三位神社女王桓武紀延暦二年八月辛酉散事従四位下石
川朝臣比登と記せり婦人の職事なきを散事といふ例あり

男官小散位婦人小散
事と男女を別したる
制あり散位の事は
各毎月沐假三日の半月は十五日あり沐假は髪を濯
ふの假を請申し其里家下り休息の名あり

男官は沐假といふ小沐假は婦人小似あり
き號をいふあり今も仕女の里小下
り沐假を洗濯の假と申し吾家小降り衣服を洗ふ事あり俗に云ふあり

是も沐假とて髪を濯ふなりと有り衣服を洗ふ事の古制を殘せりとのあり也
祿令小中宮
湯沐二千戸と有り湯沐の新料小封戸を給ふて其義は同かりし三日は十五
日の間小三日の沐假あり

每五日小一日の假あり
假令小凡在京諸司每六日並給沐
假一日と有り男官の制あり

毎月六日別給ふ
其考叙法式も其女官の考課
叙位の法式あり中務省小宮人等名帳考叙位記式部省註小考考者言考校二年功

過叙者叙位也と見え
一准長上之例は尚典堂三職の差別あり悉く長上の例
をもて考叙の法をいへり

一は悉く選叙令小凡初位以上長上官遷代皆以六考
いとん如し

十八

為限とあり天武紀二年五月乙酉詔曰婦女者云云其考撰 女官は分番あり日夜

上直の故に比制を立たり女官日夜上直の例は宮人 註宮人考課の年限階級の叙法

既下長上の例不准といふ其最も男官の如く公勤不怠職掌无闕の取を興ふ

婦人も同例を明く不知るとあり男女の考文同例を異ふ 東宮宮人は東宮

の白王大妃の後宮あり職事散事をまていへり上文註小宮人者婦 嬪以上女

豎は後宮妃夫人嬪の所仕官の女豎あり豎は童女の稱して和名抄小内豎三百人

女豎と差別を立し此女豎の員は見えられ此例より 下文小内親王及子皆給

乳母其考叙者並准宮人自外女豎不在考叙之限乳母は長上の例女豎

は宮人と同一く長上の例はあぬといふ是も考を得自外は妃以下嬪

東豎子と阿豆方和良波と訓考課令小嬪以上内親王家事隸宮内省

見えて其女豎の考文を比省して考第を記中務省小送る故あり 或説小東宮

婦人下令文其制を立し此嬪以上も 註小東宮の宮人嬪以上の女豎も

員數の制令小見えられ此は別小式法處分令外の處 其東宮宮人は春宮

大夫の考文を掌し女豎又宮内省の掌より 嬪以上家事宮内省小隸たる故小

志すと考文の例を記せし

凡内親王及内余婦朝参行立次第者各從本位其

外余婦謂其勲位妻者不預此色 凡令准夫位次若

諸王以上娶臣家為妻者不在此例謂不在内外余

命婦各須不雜而分別之

雜而分別之

凡は令文の凡例をいふ故に一条別凡字をもて其例を志せり
須倍成は令条貫
通の例を志せりもの
あり唐の律令あり
諸字を用字小同
内親王は有品をいふ
无品は朝堂職位なく
御所参見のみあり
宮内式凡□

親王名籍者云其有品親王若_下有_上請事者申省省受申官即朝参及勅召者

申送縫殿寮と有り
内親王家事隸宮内省とある故に北省不申すあり
縫殿寮は
女王及内外余婦宮人名籍を掌りて朝参の日比寮を申送り内親王の

所不申す
内余婦は御所不有り有位の婦人あり
十二司の女官
中務省註婦人
帯五位已上曰内余婦と有り
宮中職事ある女官は
五位以上は宫外は然らば
此號は仁德紀四十年小新嘗月

宴會日賜酒於内外余婦
此余婦は後の追書ありし
一の
聖武紀小天平五
階級御代余婦の名ありし
橘

年正月庚戌内余婦正三位縣大養橘宿祢三千代
縣大養は本姓ありて後
氏を給はかく襲ね記せり

廢帝紀天平宝字七年正月甲辰朔授余婦正四位下氷上真人陽候正四位上

凡_補變事佐后使治内外余婦正其服位
余婦の名は周礼天官内宰余小中春詔后
仰内外余婦始蚕於北郊春秋左氏傳

桓公三年小宗婦或注云余婦大夫妻也といり後周の代小周制もて階級を一余以下九余
以上小改め余の多き或貴に故小有位の婦を余婦といり階の代小余を改め品より九品以下

一品以上は唐は階の制小あり有位の品婦と云へし猶周制もて余婦といへし自王
国の令も取記ありありむして内余婦と考ふ小周礼余婦注内余婦謂九嬪也

婦女御也外余婦謂
卿大夫之妻也と記せり
五位以上は勅授の制ありて一位以下皆同
五位以上は限らずとも
て余を勅命の婦と按ふ
は違へる事
上云々如しされて妃夫人以下十二司五位の女官は皆内余と廣く不詞あり
唐六典小
吏部余云

凡内余婦之制貴妃淑妃賢妃並為夫人昭儀昭容云云為嬪嬙婕妤美人才人
林御女采女と見えて才人以上正五品宝林以下御女正七品采女正八品あり皆内余婦
と定めて五位以上は限らずと
皇制は五位以上は妃以下官を云り
朝参は上下見ゆ
行立次第云云は内余婦の各

本位階級の次第小版位不列立をいふ公式令凡文武職事散官朝参行立各依
位次為序位同者五位以上即用授位先位六位以下以齒と有り制もて次第を

外余婦は中務省註五位已上妻曰外余婦と有り一位以下
此法男女官
皆通用あり

五位以上臣等の妻を廣くいへるあり
外は内上對て宫外は内親王諸王の女の夫あり
唐六典第二吏部余小外余婦之制皇姑皇姊妹皇女封公主
皆親正品
之女封郡主王女封縣主と有り公主郡王縣主は臣家嫁娶して封せられたる婦

あり同百官志吏部尚書云凡外余婦有六王嗣王郡主之母為妃文武官一品國
公之母妻為国夫人三品以上母妻為郡夫人四品母妻為郡君五品母妻為縣君

勳官四品有封者母妻
自餘臣家女も五位以上の妻は此列に入らず
其妻の五位以
上の階を給へり

為郡君との制を記せり
も外余婦あり上ないへる正三位橘朝臣三千代も藤原不比等朝臣の經妻
よて此余の余婦ありくおもと内余婦と記せり外祖母をもて別格あり

類聚三代

類聚三代

類聚三代

類聚三代

類聚三代

類聚三代

類聚三代

類聚三代

類聚三代

格小神龜五年三月廿八日官符云外五位父母右夫從免課役之例妻者得外余婦之號不入朝參之例と外五位の制を立たり

集解小外余婦未知嫡妻死繼妻號余婦哉答可勘此說中務省の條云り繼妻を余婦

といふ例は見ざると生子あるも嫡妻を准ふ事あるも妻號の行故あり今も考ふ

戸令分法下嫡母繼母嫡子各二分喪葬令註小勲位妻は比余婦の色は

預らざるへ其證は令内小五位以上と稱するは勲位を云り非ざる故とあり勲位は勲

文位を帯もさるるいふ勲位も五位以上を兼たるは文位の例も下准夫位次は其妻无位諸王女も外余婦

の號を得たるも其夫の位次第不行立す其夫は王臣妻二色あるも差

別あり下文小云し衣服令小外余婦聽夫服色は夫の

位次を准ふもてあり文武紀小大宝元年十二月癸丑五位以上婦不得著夫服

色但朝會之日聽得色以下とありいさゝの異あり衣服令朝服条下初位以上

色を聽唐百官志小外余婦若諸王以上娶臣家為妻者不

在此例と諸王の妻臣家の女は夫の位次を准ふ例はあり天武紀八年正月戊子詔曰凡當正月

其家良華小あり故り諸王の位次を列立し難しとあり之節其諸王者母非王姓者莫拜

と見えて卑母は其母禮を行はぬ事も知し繼嗣令小凡王娶親王臣娶五世王者

聽唯五世王不得娶親王と嫁娶の制を立たり内親王五世王は王臣より貴け

れは夫の位次を列立不得し五世王と内親王は尊卑の縣隔あり故あり五世王は

小あり諸中務式小凡諸王以上娶臣家女為妻者不得准夫品位其内親

王及女王亦不得准夫品位但五世王者得准夫位とあり註小王以

上の妻臣家の女を娶は内外余婦の例あり臣家の女も五位

と外余婦内外余婦も各共雜混せし別し合て列立王といふは然りて公式

令小朝參行立各依位次為序云親王立前諸王諸臣各依位次不雜分別

註小親王行降一等諸王立西諸臣列東見のれも内外余婦の行立此

式を准ふあり

凡親王及子者皆給乳母 謂若内親王嫁諸王所親生子者不在給限也

王三人子二人所養子年十三以上雖乳母身死不

得更立替其考叙者並准宮人自外女豎不在考叙

之限

親王及子は皇子皇孫あり 皇孫は二乳母を給制をいふ乳母和名抄小和世王といふ
知母所以飲子之汁也 字書乳者母也といへるを神代紀小彦火火出見尊乳を以て兒を養ふの故あり
取婦人為乳母湯母云云 干時權用他姫婦以乳養皇子焉比世取乳母養兒之縁也
他婦をして御母と定めらるる始あり 古事記垂仁小詔何為日足奉答

白取御母定大湯坐若湯坐而日足奉 乳母の事を御母といふ御母は於毛と訓へし神武紀

初孔舍衛之戰有人隱於大樹而免難仍指其樹曰恩 如母時人因獲其地曰母木邑とある母木を於毛と訓り恩如母の義あり
註小内親王

諸王嫁り生むる子は日足も皇孫と云ふと諸王の子とて乳母を給ふ限あら きとあり 親王といふは皇子あるを知ら
親王三人子二人は給ふ乳母の員數をいふ 所養

子年十三以上云云も乳母の養ふ皇子も皇孫も十三歳及て其乳母の 十二以下は乳母を給ふ例あり
身死をも更し乳母を立替らんとあり 立替り了例あり
祿令小凡皇親年

十三以上皆給時服と見え年十三は成人の例なり 宮内式小凡給諸王時服者歳滿十二毎年十二月京職録名送省省付正親司勘會虚實訖即

申省とあり 年十三を成人といふは戸令凡男年十五
其考叙者並准宮

人は乳母の考叙は宮人小准へ長上の制を云り 中務省官尺註小乳母東宮宮人

乳母と宮人の中 記も本文小あり
自外女豎不在考叙之限は親王家小仕小童女は長上の考叙

小あり 乳女一人長上の考して其外は同制小ありぬを詳小い
此受て私家の女豎は皆同制也

允諸氏氏別貢女皆限年三十以下十三以上雖非

氏名欲自進仕者聽謂氏別貢一人之外別欲進仕也其貢采女者

郡少領以上姉妹及女形容端正者皆申中務省奏

聞

諸氏は多くの臣等の家あり是文諸臣といふべきは廣く諸氏と記すは官人其餘兼ていふあり氏別貢女は其諸氏の家別小女を貢て官仕せしむるあり祿令官人註小氏女女孀之類也あり令文小氏女の號をば女孀と記せるを氏女祿令註小氏女女孀といふは言かざる煩は氏女在采女の誤考ふべし天武紀八年八月己酉朔詔曰諸氏貢女人と始て氏女を貢る制を記せり

年三十以下十三以上は女孀の制をいふ女孀は童稚の稱あり戸令イ男女十六以下為小あり十三以上は童女と云へり三十以下は志云々後宮の女孀の員をて一百五十二人内侍司一百人藏司十人書司六人藥司四人女司六人閨司十人殿司六人掃司十人見ゆ此女孀を親王の家小按了類聚國史後官部大同元年十月勅小凡采女事明令條皆限年四十以下十三以上令夫為氏之長者擇氏中端正者貢之采女は氏女と采り充る美我て下文の采女は採ぬを氏中端正を擇み貢るて知る集解も此小作は三十を四十小寫し誤るありむ此世は混ひやばき字あり或説小年三十類史集解四十小次条小云へる采女の中務式小凡諸氏貢氏女皆簡年四十以下世以上時無夫者造解又親春兵署申省作奏文奏之畢勤送内侍司即下符縫殿寮若貢後適人依例擇替とあり女孀の本司は内侍司小て檢校せしむ此司小送り省符縫殿寮下は官人の考叙を掌る故より適人は嫁娶の婦は縫殿式小凡女孀七十人月根不經女官厨直受大炊寮女官厨所は膳司なる一女孀は毎月の糧食又云凡地六町四町内侍司東堅子女別小大炊寮小申請て女官厨小せむ別廬あり故あり又云凡地六町四町内侍司東堅子女孀二町賜寮女孀以下とあり按了中務式小女孀藏司四人書司六人藥司四人兵司六人閨司十人殿司六人掃司十人縫司二百五十人

十六人ある中此中七人は別廬を給ひ寮より直小根米を受れり自餘は女官の厨を
経一熟食を給ふ女嬬あり一内侍司の女嬬一百人と東豎子は此外より直廬の地を別
給り東豎子は白王極紀小名健人曰東方儂從者氏氏人等入侍其門名曰祖子嬬
者と東豎の稱是より始まり江家次第小東豎以三子為東嬬といへり三子を生むは世に
稀ありて内侍司に充かへり白王極紀といへり如く祖子嬬小東豎
氏氏の人を世々貢ふ女嬬をかくいへり名貢人の制小准ふる一

石六年女官厨一百五十六石と月料を記せり 雖非氏名欲自進仕者聽は

女嬬を貢ふ諸氏の外少も其女を進仕官を願ふ人は聽さるる一とあり 上り諸
非氏名といふを考ふ前後違ふ如し 大は諸氏の中より大氏小氏ありて皆本姓ありて
諸氏を宗氏小支族氏名ありて 女嬬を貢ふ諸氏の定まらる考ふべし

ヤルも諸氏の中二女を貢ふも聽さるて註り別貢一女の外別小進仕を欲さる此
義あり 別貢は諸氏氏 米女は采擇ひて婦女を後宮小取充る名も下 後漢書
注小采擇也以因采擇而立名也 説文小采將取也 項居女の義ふも 項は和名抄
と見采女を端平を取り擇小制をもて名を貢たるあり 采女は進食の職ありて其髪を後方小垂れて

名守奈之とあり 和名抄小髻髮和名守奈為 俗用垂髮二字とあり 守奈為は少女の髪
髪は結ふをいふ 髮は髪を須采女は進食の職ありて其髪を後方小垂れて
服令下載る如ふる一 上結ふをいへり

其本は頸の後小結ひ 鬢を毛止止利と和名抄小 尋常の婦女小同いふされて其髪形を以
て名を貢へるあり 采女は肩巾手襜をかくれり 天武紀十一年三月乙酉詔曰自今以後
起居の便頸後小垂れあり

男女悉髻髮十二月三十日以前結訖之同十三年四月丙戌詔曰云云女年四十以上髪
之結不結云並任意也と改め制を立られ小文武紀慶雲二年十二月乙丑令天下婦

女自非神部齋宮官人及老媪皆髻髮之舊制小復れり云云采女の垂髮は尋常
小異ふるを知る一此號は仁德紀四十年小采女般石坂媛履中紀小倭直吾子籠獻

已妹日之媛仍請赦死罪乃免之其倭直等貢采女蓋始干此時歟と倭直の采女を
貢ふは即ち国郡の貢き進る始とやいふ一 倭直は倭 國造あり 此後允恭紀五年小小銀田采女

雄略紀小倭采女入後宮 古事記雄略卷下伊勢国三重と有りて孝德紀大化二年正月
勅小采女者貢郡少領以上姉妹及女子の制を立られりかくて供膳を掌れば手

強領巾をかくる 天武紀十一年三月辛酉詔曰膳夫采女等之手襜肩巾 肩巾此 云比例 蕪
服停り文武紀慶雲三年小先是諸国采女肩巾中田依令停之至是復舊焉と有り

類聚国史大同元年
十月格云夫為氏
之長者擇氏中
端正女貢之
氏長者より貢り
支族は氏名の外
といふ一



肩巾田は比礼料の名田なり天武紀十一年小肩巾を停めり故不其田停めり小慶
雲三年より舊制不復せば又肩巾十かくるあり祝詞式大被詞云比礼挂伴男手襷挂
伴男と見えて膳夫比礼は縫殿式中宮領巾四條料紗三丈六尺尺別九尺此巾は肩
に有巾を挂事あり年料領巾四條料紗三丈六尺尺別九尺尺別九尺此巾は肩
垂りぬも肩巾といふあり古画小手襷は天武紀小見え采女式小采女八人各望陀布
女官のかけ言状をうつせを考ふ

禪一條六尺宮内式不凡諸司供膳人等給袈裟禪キョウサチハヤ禪チハヤ和名抄小日本私記云
一條禪讀知波夜今按不詳按小手襷は御食料理の用度袖をか料肩巾は物を拭ふ
とあり禪は多須岐あり

用度あり共て巾は何れも小猶供膳の事は上采女小いふ如く郡少領以
上は大小領をいふ郡司と有手をかかくるは姉妹及女形容

端正は形状容貌の美麗ルハ正キタ端正は形状容貌の美麗正キタ端正は形状容貌の美麗正キタ

孝徳紀小凡采女者キタ及女子形容端正者キタと制を立り云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

貢之若貢采女者不在貢兵衛之例三分二分兵衛一分采女と有り三分をた

大和國十五郡あり兵衛十文武紀大室二年四月壬子令筑紫七國及越後國

人采女五人を貢り制あり

簡點采女兵衛貢之但陸奥國勿貢云云は毎郡小ありて國別と云ふは猶郡別

制を立り云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

同要國云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

上云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

國の中云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

進之云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

女を貢り云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

貢兵衛一人采女一人と改め云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

郡采女令貢と聖武紀云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

云云國造兵衛同亦停止但采女者依舊貢之神郡云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

後宮部云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

夫為氏長者擇氏中端正女貢之十三以上之徒云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

以上卅以下無配偶者或貢後適人必令貢云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

采女云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

采女云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

采女云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

采女云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

采女云云は令文小く郡別小貢進は軍防令小凡兵衛郡別一人

采女ミメ、十一月辛丑停諸國貢采女、再ハ采女ミメト云フ事々停トシル
ハ誤字アリト云ハモトモ、猶考ハ初度ハ十三以上ノ小女ヲ停メ
後ハ三十以下四十以上ノ女貢ルメ給ハモ停ル事アリ 同史大同元年十一
月辛丑格キ、貢采女唯擇ヒ留其年老有勞者四十二人任舊日終身若叙五位以上
及補雜色者即除ク采女名ト老女ノヲ擇ミ留メ采女ト四十二員ノ制ト其餘ハ
罷テ國ト歸ルメ五位以上ノ雜色ノ采女ハ其名ヲ停メ給ヘリ 比御代官員省從減
ノ制トテカクナル 嵯峨天皇ノ御代舊例ノヤ復シテ類聚國史部弘仁四年正月丁丑
制令伊勢國壹志郡尾張國愛智郡常陸國信夫郡但馬國養父郡貢郡司子
妹年十六以上二十以下容貌端正堪為采女者各一人ト比四國ヲ貢ルメ給ヘリ
此後ハ自餘ノ國郡ノ貢中務式ト凡諸國所貢采女名簿者辨官經奏下知
ル制ト出來ル事アリ 省訖ヲ其由送内侍若相替者具顯其由ト凡貢替ノ制ハ采女ト凡采
女四十七人賜近宮城地ト凡無故不上百二十日以上者解任但依身病不在者
雖過限ハ臨時聽裁其解任之代以當郡ノ氏女補之ト同制ハ弘仁ノ事アリ 采女

上ノ類聚國史ハ淳和天皇七年ノ小女ト媿伊勢國人村主宮道ト猶上ノ采女
遠江國人小長直ト繆並ト補采女ト氏女ノ采女ヲ補任ノ例ハ弘仁ノ式ヲ云ハ事アリ 同制ハ弘仁ノ事アリ
ノ條ヲ照見スル

右十二司ノ官人ト當年以上五十五人自餘女孀一百五十二人采女六十六人雜任ト云々
東宮内親王ノ女官ハ其制ハハハ考ヘル

新釋令義解第十中

勢州 祠官 園田守良 著

東宮職員

謂東宮太子

之所居也

傳一人掌以道德輔導上

學士二人掌執經奉說

東宮は皇太子の御所をいふ唐の制を皇太子の居所を東宮と云ふ春宮とあるを皇太子
取記されしより東宮の文不據れども大宮の東方に御所の所在ありて異國とて東宮と
いへる例も春秋左氏傳小桓公の祭小齊東宮得臣之妹文公二年小楚

太子尚臣師東宮卒其父成王を攻めしむを記し唐六典に東宮官
太子大師云と見えて太子の官を東宮といふこと多かり春宮の例は下云
宮太子と始て見ゆ東宮は比津岐乃美古き太子也
然あり此字は撰者の追書せるあり
天武紀初天余開別天皇元年

立為東宮 天余開別天皇は天智天皇とせり同紀三年 天智紀十年十月小天皇

疾病弥留勅喚東宮天武紀小天皇勅東宮授鴻業と云り 天皇は即ち天智天皇

皆白太子を申せり 東宮の義を考ふ漢律曆志に少陽者東方東動也陽氣動于時

東方は陽氣動くを春と其少陽も大陽と云り天地に充滿をく兆萌を始は春ふ

り即ち太子は儲の君と天子より昇ります聖徳のいふ世に遍わがぬ象あまは東宮に

も春宮とも通けいへり後には東宮に記まはし稀に春宮と多く記せり 物語文の

いと理めけと云ふあり 傳は皇太子の傳あり 唐六典に東宮官太子大師大保少師少傅少保

の事を兼り此師傳保 太子を教導師範の職あり春宮式に正月見ゆ持統紀

の義は大政官の条に云り 太子を教導師範の職あり春宮式に正月見ゆ持統紀

十一年二月甲午以自廣壹當麻真人國見為東宮大傅と云り 大傅の任は太子

を大室の制に 以道德輔導東宮を王道を論ひ令徳を教へ奉ります動靜起

居言語視聽く事をも礼儀をも道き關遺たるを拾ひ輔け補ふ義あり 上文大

政官の

大政大臣似て有徳の人を撰ひ任する事あり唐大師大傅大保の掌に輔導す皇太子

以道德輔教太子とありを見る一六典に漢魏故事に皇太子於二傅執弟子之礼

皆為書不曰令大傅於太子不称臣唐も此制に 輔導すは春宮式に正月大藏

たり太子の臣職あり師範の人ありを准へ知る一 朝賀大藏

設東宮幄於大極殿東南傅大夫及侍從四人坐於幄東西北上 幄座去

大夫坐去傳三尺侍 群官入就位訖傳進引東宮出幄朝拜訖還宮にあり 傳

從差退左右分設 臣列ありぬちと云り 學士は東宮の博士に云一令條の東宮に學士親王家は

の大夫に隔りて獨坐す 文學と差別を立り 唐百官志に東宮官に宗文 比學士の考は文學の条に云一

執經奉説は經業の義を執て説き教へ奉るにあり 唐志東宮官の學士掌籍圖書

とあり皇制は二 白太子入朝の日侍從もは東宮式に正月 朝賀 東宮降輦就次候時昇

東階就殿上坐學士並藏人亮進云並候近衛陣頭 就次は設御次於豊 凡東

官入朝學士亮進並藏人各六人聽侍陣邊とありて傳は師範學士は教授の

人して東宮の臣あり 唐の制も三師三少賓客侍讀を東宮諸臣の上と記し令文も

是謂東宮官其大夫以下為坊官 傳學士を東宮坊の上といふも同例なり職原抄に傳及學士

東宮坊 管監 三署 六

大夫一人掌吐納啓令宮人名帳考叙謂坊内諸司及宮人考叙

其宮人考叙者坊司 宿直事 亮一人大進一人少校定更送中務省

進二人大属一人少属二人使部三十人直丁三人

東宮坊は東宮官人の本司あり 唐志の詹事坊は和名抄小府といふ當り

見ゆれば房小同一東宮の旁 此坊を後小春宮坊と改めし和名抄小春宮坊美古乃

豆加佐あり 唐東宮官小左春坊春宮號も持統紀十一年二月小春宮大夫

同年三月甲辰設無遮大會於春宮見ゆ 此東宮春宮は同義まで通は大夫は

春宮大夫あり 和名抄小長官職曰大夫と見ゆ 東宮坊と別不定めし其學は

持統紀十一年二月甲午直廣參路真人跡見為春宮大夫とあり 吐納啓令

は喉舌の官として上中宮職小吐納啓令註小納啓於上吐令於下也とあり 字書小吐は口

元正紀養老三年十月辛丑詔小理須吐納清直能輔洪胤と記せり 猶大政官大納

啓令は公式令小皇太子啓式 春宮坊啓其事云云と令上曰云皇太子書曰とあり 言の条を考ふ

啓令は御所の奏詔といふ如 天子不奏を皇太子は啓す勅 宮人は東宮の女官

あり 後宮職員小諸司掌以上云云其考叙法式一准長上之例東宮官人准此とあり 云云

中務省註小東宮宮人といひ 宮人は婦人仕官の物號といへも職事ある女官は長上の例

叙みふ此坊かたり 坊官の本司 集解小考者春宮大夫録上曰行事送於式部省

拔定學士亦准此とあり 坊内諸司考選者校定以送式部不直申官とあり 學士考

あきと其考より此坊より送る東宮式不凡雜色百五十人式兵二省相通與考

親王の文學も同からし

と見ゆ 雜色人小文武
官人あり故あり

諸司宿直を志る如し

宿直は東宮諸司の宿直より此坊檢校の例より大辨官の
坊官は持統紀十一年二月甲
諸司坊官は日上夜夜記
申送り制あり

午直大肆巨勢朝臣粟持為東宮亮と見之中務式給時春宮坊十一人

傳一人學士二人大夫一人亮一人類聚國史職官弘仁六年三月置東宮史生二員

大進一人少進二人大属一人少属一人部承和十四年七月加史生二員加一本置下誤り作り式部式東宮坊史生四人使部七

人あり職原抄不大進
有種三人

舍人監

正一人掌舍人名帳礼儀分番事 佑一人令史一

人舍人六百 人使部十人 直丁一人

舍人監は舍人を檢校の職して監は監臨の司といふ如し

和名抄小長官司曰正主膳
監同ありて監も司に同し

例をいへり唐の官名を秘書監

少府監を監といふ號多かり此制を取らざり中務式に舍人監見ゆ此後絶えざり

官職秘抄に舍人監
を載せぬ絶えざるあり

舍人名帳は本司の故に掌り

礼儀分番は大舍人

寮に掌大舍人名帳分番宿直假使容儀とす同礼儀は容儀ありて

舍人は宿衛官にて官人東宮参見の日門内内容儀を教亂の事を掌り大舍人寮
内礼司の職

を考へ合ま舍人は職員令内舍人加駕行分衛前後とす同職あり内舍人帶刀

三色の名東宮式正月朝賀其日依日刻傳以下諸從内舍人各著朝服被申脚纏末

額列立前後至東廊外降鞞就次進引東宮出次舍人三人執紫蓋以隨之亮帶仗率

帶刀舍人等在前行諸衛亦如常儀東宮駕鞞帶刀舍人行立前後左右

侍衛如常至宮門外と行路分衛の制見内舍人は朝服被甲帶仗帶刀舍人
は帶劔して其服は武官の制あり

軍防令小九五位以上子孫年二十一以上云身送式部申大政官檢

簡性識聰敏儀容可取充内舍人以外式部隨狀充大舍人及東宮舍人と

東宮式に九帶刀舍人
三十人分配侍衛大
炊式云春宮帶刀
三十人是在其舍
人之内令帶刀者

令外職官考小
授刀衛授刀舍人寮
を考ふて皆衛府の

見之後紀殘篇大同元年六月癸巳大政官符小東宮舍人者依令取蔭子孫及位子
儀容端正工於書寫下者補之而頃年卒合兼取白丁宜改此例一依令條と白丁を
兼取る制を停めし又云弘仁三年十二月癸丑制春官坊舍人六百人就中入
色五百人白丁一百人也而入色者無心仕官白丁唯在一身是以數年之後駢
使之人宜五百内取外任一百人隨闕補之ある哉類聚國史職官部小承和十四
年二月小春宮坊奏言内外考舍人一百補闕其來久矣承和十年四月符云
外考補坊舍人内舍人其遷任及以理解却者每聽之四十人特可出入即拘
此格不得補替伏望四十人依舊隨闕皆補之勅許之見中東宮式小凡坊舍人六
百人取蔭子孫及位子但外散位帳内職分位分資人一百人隨闕通補又取白
丁一百人補並有六百内外散位は上り式部式小凡補諸官舍人者東宮入色
四百人外位一百人白丁一百人記せり舍人員六百人舊制同資人を員内
不加ふは後の制をむかくて帶刀舍人を考ふ
小東宮官下舍人宿衛充まて衛府の官不唐の制は別不衛府を直しかつて
舍人の内を簡取て帶劔せり如衛府小准たる事あるむ舍人は帶刀の職あるを殊更

帶刀の名を負へるは兵衛衛士の制ときこゆあり其始は詳かざる日本後紀弘仁三
年十二月癸丑制小凡坊舍人六百人帶刀舍人廿人在此中と内舍人小已けていり文德
實錄天安元年六月小春宮坊擬帶刀舍人步射馬射干右近衛馬場各定其料
先是坊司請加舍人十人其時服日食乃用職物と四十員とあり後十人を減せ
らるる東宮式小凡帶刀舍人步射騎射各十人亮定干番訖設饗食給祿す
正月十七日射礼之節東宮寮參豐樂院步射射手帶刀十人著未額腰巾坊進一人
執帶刀歴名札超就左近陣西南頭西向立奏其詞云云とありて帶刀舍人ハ
東宮の限りし號を考ふて後小凡舍人といはせて帶刀とのみ云けむ職原抄小帶刀は公
家所補昔源平重代武士多稱之也長一人近來一人先生是也連二十人大鳥左
右各一人凡二十三人と其員を記せり源平盛衰記小帶刀先生義賢あり日本曾
次郎義賢は源為義の二男あり官人は續後紀承和四年七月小置舍人監
史生二員中務式下舍人監一百四人正一人佐一人令史二人舍人一百人式部式小舍人監史生元
使部六人見ゆ

主膳監

正一人掌進食先嘗及諸飲膳事 佐一人令史一

人膳部六十人使部六人直丁一人駈使丁二十人

主膳監も東宮の内膳司あり 和名抄小主膳監美吉乃 正月和名抄小長官司曰正主膳

監と云り 進食先嘗て御食を進ぶ別小此監の先嘗て進むるあり 春宮式正月

屠蘇の条 元日遅明云云典藥寮官人侍醫等即調藥酒侍醫先嘗次進嘗之

然後授典藥典藥率女孀等並主膳供御看采女四人候殿東廂便從東方

進供事 訖と有り 侍醫先嘗次官人嘗 諸飲膳は酒醴も御食を造るの

種々あり 群官小御食を給ふに春宮式小 正月二日受群官 主膳奉坊官行群官饌

行觴一周雅樂寮作樂行觴五周とあり 行は巡御食は大炊式も凡供御稻

米粟米春備日別送内膳司但東宮送凡供御料稻粟並用官由東宮中東宮

式主膳小米七升九合勺四撮右自大炊寮進之 月料糯米九升小麦二斗四升

大豆小豆各九升五合云云 此式小種々 造酒式小東宮日酒六升 諸節別二斗已 酢四合云

膳部は東宮式鎮魂祭小主膳監官人二人 佑以上一 率膳部八人昇御膳高机

二脚と見ゆ 史生は承和十四年七月置主膳監史生二人式部式小主膳監史生

二人使部四人中務式小主膳監四人 正一人佑一とあり 職原抄小主膳監のみを

主藏監

正一人掌金玉宝器錦綾雜絲裁縫衣服玩好之属

佑一人令史一人藏部二十人使部六人直丁一人

駈使丁二人

主藏監は東宮の内藏縫殿の二寮を兼掌る 職小似たり 和名抄小主藏監美吉乃美夜乃久良豆加

佐^レあり 金玉云々は内藏寮掌^ニ金銀珠玉寶器錦練^ニ云々年料御服及別勅用物
 事^ニ縫殿寮掌^ニ裁縫衣服纂^ニ組事^ト云々云々全^ク同^シ東宮賞賜料^ハ春宮
 式^ハ正月元日^ニ至于三日賜祿官人二人侍醫一人各絹一疋^{若五位者}史生一人醫生八
 人各細布一端典藥一人衾一條女孀八人綿各五屯並用坊物^{正月二日受}
 主藏陳盛衣被櫃於祿物北坊官積^{祿物}於庭亮於庭中唱^{四位五位名}自下
 賜祿物四位小袿衣一領五位綿十屯訖女藏人各持小袿衣一襲賜親王以下大
 納言以上^{ナリ}玩好^{後宮職負}藏司^{服翫及珍寶}其^余史生^{註セリ}
 二員を置^テ事主膳監^同承和十四年^{七月格}式部式^{主藏監史生二人使部四人中}
 整式^{主膳監云云主藏准此}駈使^下藏物^を運送^{小駈使の仕}丁^{ナリ}

主殿署

首一人掌湯沐燈燭酒掃鋪設事 令史一人殿掃

部二十人使部六人直丁一人駈使丁十人

主殿署は主殿掃部の二寮を兼^テ職^{ナリ}署は東宮の小司^{ナリ}東宮
 司ありて監を大司署を小司と定め^テ署は部署の
 義ある^ハ唐百官志^左校署中校署甄官署の號あり
 首小同^モ改令文^小例^を定め^テ和名抄^小長官署曰首^トナリ 湯沐は
 諸司の官^ハ字^をもて各別^を志^{ナリ}和名抄^小長官署曰首^トナリ 湯沐は
 湯具沐具^もて春宮式^小半湯戸^{一口}口闊九寸底闊一尺一寸 手水槽^{一口}口闊
 四寸弘一尺一尺 和名抄^小盥^{和名多}俗用手洗^{二字}見ゆ 鋪設は掃部
 八寸深七寸 良比 式^小凡^レ設坐者皇太子錦草墊^{襪錦表長副錦}並白木倚子^{敷錦}殿上
 及行幸並通用^{東宮式}正月元日^{元日}遲明主殿署立^{火爐}於殿廷^{春宮釋}奠^糸主
 殿署設^鞞如^{常儀}輕幄一具班幔十條黃幔六條紺幕七右幄幔

納主殿署に見ゆれば爐輦幔幄を掌る事主殿寮の職不同殿掃部
殿部掃部を兼る伴部あり主殿寮不殿部掃部司不掃部あり天武紀十三
年不殿服部連の氏見ゆれば殿字徳まゝ姓氏録
不見之氏十九殿掃部
名負不除ぬを明らむ下
官人付中務式不主殿署二人首一人主馬署准
此式部不主殿署史生三人使部四人あり

主書署

首一人掌供進書藥筆研之属 令史一人使部六
人直丁一人

主書署は圖書典藥の二寮を兼る事云へ
書藥は内典經籍藥香
あり春宮式不十二月四日造年中藥料草藥受典藥寮と見ゆ筆研は

春宮式不九月料紙百八十張筆四管墨一挺諸圖書寮不木工式不
研案大政大臣案 長四尺五寸廣一尺 左右大臣案 長三尺五寸廣一尺 三位准
七寸高二尺三寸
此四位五位案 長三尺二寸廣一尺 差降あり東宮御料も准らる知取不
尺二寸高一尺七寸
研は宮の硯字案は後宮職員不書註云案亦九属と見ゆ此署官人
中務式部の二式不見之氏既く絶る事推し主兵署

主漿署

首一人掌饘粥漿水及菓子之属 令史一人水部
十人使部六人直丁一人駟使丁六人

主漿署は主水司不同
饘粥漿水は後宮職員水司不いり主水式
二三四

小東宮坊御生氣汲水料雜器絹師土境片盤等又云凡東宮水者五月
日別四顆六七月日別六顆記す猶主水司此官人も延喜式に見え 下条兵署
小云如

主工署

首一人掌木土構作及銅鐵雜作事 令史一人工

部六人使部六人直丁一人駈使丁六十人

主工署は東宮の木匠寮よりされて營作の木匠土坊を掌まり 構作は木匠寮

職小營構木作と云如

雜作は鍛冶司職小造作銅鐵雜器之屬とあり

工部付鐵工銅工類と云

使部は式部式主工署使部四人を記す續後

紀承和十四年七月小置史生監署各二員と云見え 職原抄小主工を載せ 既く絶つ故と云

主兵署

首一人掌兵器儀仗之屬 令史一人使部六人直

丁一人

主兵署は東宮兵庫寮にて戎具兵器儀仗の屬を掌り 後官職負了兵司

其儀仗名目

集解大同二年八月格小以下主書主漿主兵等署職務少事官

人多員主將承併于主膳監其餘併于主藏監加令史一人と云此格文も

各條載へられ煩くして取ぬ記す 和名抄小春宮主膳主殿主藏主馬監

署のみを舉ぐ 以上四官存り

主馬署

首一人掌供進乘馬鞍具之屬 令史一人馬部十

人使部十人直丁一人

主馬署は東宮の馬寮あり和名抄主馬署 美古乃美夜乃あり官職秘抄不
午万乃豆加佐 此署見之及

乘馬鞍具は東宮の御料あり春宮式二月上申主馬署官人令率御馬二月四
春日祭

上申平 野祭 主馬設駕列立殿庭主馬署供御馬同春神馬日祭乗

馬を専ら掌事を知る下 設駕は東宮の 御料をいふあり 史生は續後紀承平十四年七月

主馬署置史生式部式主馬署史生二人と記せり

右東宮坊一坊三監六署主典以上員廿八人雜色九百二十九員後小諸監

署も併せ停めり和名抄二監二署と記せり 主膳主藏主殿一監四署の絶官職
秘抄

主藏監主膳監主殿置主工署
藏人非藏人帶刀と記せり帶刀は令史あり

新釋令義解第十下

執州 祠官 園田守良 著

家令職員

一品

文學一人掌執經講授餘文學准此

家令一人掌惣知家事餘家令准此扶一人掌同家

令餘扶准此大從一人掌檢校家事餘從准此少從

一人掌同大從大書史一人掌勅署文學餘書史准

此少書史一人掌同大書史

下文職事條より
いふ親王三字脱た
ふと志す

一品は親王の階級より官位令より親王一品と有り此文より親王三字脱す 集解より親王は見之に考課令より内親王家事隸言内省は男官を置るより例格其證は縫殿寮の官人考課註より内侍以下十二司之考課即本司録上日行事送於此寮寮定考第申中務省以内侍無男官故也といふより同く申東宮職員より女官の制を記したる内親王家も仕女は省きたる 其家の私臣職員を載れたる家令を親王家男官の内親王の家准ふはみき誤なり 文學は親王家の學士あり東宮學士ありて文學と云かへいへり 家令の義は 文學は親王家の學士あり東宮學士ありて文學と云かへたるのみして其職は同一即ち侍讀の官をいふ 唐の東宮官の崇文館學士より文學ありて此二職の名小據り學士文學と東宮親王友一人文學二人を置たり皇制は文學一人あり 東宮學士の条よりいへる如く臣列小ありても家令の上り載り録令より季祿家令降一級唯文學不在降限と記す其考は考

三書

課令九家令註即文學亦本主考式部式補任文學家令直申大政官と有り 家令は式部省補任と令文不見直申申申申後の例ありて文學は考を定むる本司わけは本主より等第を定め省より送るなり 經術として講學教授の師をいふ 本主より家臣屬まて 東宮學士は執經奉説とありて構授といふ其文をかへ記せる令文の常あり 東宮親王の差別 餘文學准此は二品以下の文學同例をいふ 此例貫通のちと神祇官に餘長官 家令は其家の令長あり令は坊令の令より同一孝徳紀不令を字那加志と訓り即ち家事を催促て違失ふらむる義を取らるる小むるを家事惣判云々 唐六典東宮條より有大稱家故曰家 和名抄小長官家曰令と有り 親王各其家ありて令を置るより小は後小令と記し有り 惣號あり國守公掾目郡守領主政帳ありて國司郡司と云々 此家司補任は式部省より補任家令註より先詮擬申官然後乃補任也 選叙令より家令等判任式部式より九考撰之日及位記請外印補任文學家令銓擬郡司並申大政官といへり 祿金註云書史以上は異なり其 物知家事は親王家を惣判の長官をいへり 扶は家扶して家令 條より云へり

を佐扶の義と副職をいひ和名抄に次官家曰扶とあり 從は其家の庶事紀判

の職あり 從は家令扶の處分を受けて 家事を務むる其義なり 考課令の註小從得判官最と見之和名抄判官家

曰從とあり 其職の家事檢校といふて知るべし 書史は記事官なり 根本小書史と記せし吏は主

典小異なり 誤 考課令に家令註云書史得主典之最和名抄小佐官家曰書史とあり

私家までも諸司と同く四等の職を置けり 此外帳内舍人資人あり 委しく軍防令に云く如し

二品

文學一人家令一人扶一人從一人大書史一人少

書史一人

三品

文學一人家令一人扶一人從一人書史一人

四品

文學一人家令一人扶一人從一人書史一人

二品以下四品以上各四等の職差降の次第を定むるのみして異ふ事あり 一品七人二品六人三品四品共下五人以下 内親王家の女官も此差降あむる定めなり 此女官は後宮の制に准書史大少の員あり 以下男官の差降も同様

職事

一位 家令一人掌知家事扶一人大從一人少從

一人大書史一人少書史一人

二位 家令一人從一人大書史一人少書史一人

正三位 家令一人書史二人

從三位 家令一人書史一人

職事は官事の職掌ありといふ散事といふ公式令凡内外諸司有執掌者為職事無

職掌者為散官といひり令文有職事官といふ皆此義なり

多其職事は長官以下主典以上をいふより一位二位と載りて其例は階級の次第

をもて制をして官職に拘まらざるをいふより官職は大政官大納言以上の別制を家令

も臣家の令あり此號親王諸王臣の差別なく同制あり文學なきは親王諸臣の別

制を立す

諸臣の子弟は大學館にて講學せられ其家より文學なき例なき其親王は貴戚なるも學館にて臣等の子弟と共に長幼の次第を以て難けし

をふまは親王諸臣の別制と云へ

類聚國史 第一百七 家令部 小天平十六年十月己未左大臣

家令正位上舍義仁授外從五位下貞觀五年十月廿一日庚辰大政大臣家令從五位

下菅野朝臣内弔授從五位下あり 家扶は類聚國史 第一 小貞觀六年二

月壬午車駕幸於大政大臣東京染殿第云是日授大政大臣家扶正六位上

日奉部若從五位下とありかくて臣家も四等の職を立て各差等あり 一位六人二位

從三位 二人 一位は一品の制同 二位以下は三品四品の制なく 猶一位の貴きは職事なき

式部式凡諸家司雖無位猶聽補とあり 家司は書史以上 也上りいへり

右の家令以下を考ふり親王家は多少量り定むべきなり職事は位 大政大 二位 左 右 三位

大納言 從三位 大 官位令未へて五人あり其品を知り 主典以上凡 此外資人を給り

言 軍防令ありいふ如し

〇三九

軍部令下... 大正... 陸軍省... 陸軍大臣... 陸軍省令...

陸軍省令... 陸軍大臣... 陸軍省令...

陸軍省令... 陸軍大臣... 陸軍省令...

陸軍省令... 陸軍大臣... 陸軍省令...

陸軍省令... 陸軍大臣... 陸軍省令...



